Ⅶ-4　鹿児島市原子力災害対策避難計画

鹿児島市地域防災計画
（原子力災害対策編）

原子力災害対策避難計画

鹿児島市

平成 28 年 4 月

目　　次

第１章　計画の基本的事項
　第１節　本計画の位置付け
　第２節　本計画の性格

第２章　避難に当たっての基本的な考え方
　第１節　避難対象区域の範囲
　第２節　避難等の対応方針

第３章　避難等に関する情報伝達
　第１節　伝達経路
　第２節　伝達方法
　第３節　伝達内容

第４章　避難誘導及び住民の輸送
　第１節　避難所・バス避難時集合場所
　第２節　避難所の所在地等
　第３節　輸送計画
　第４節　避難（輸送）経路
　第５節　避難の誘導・避難状況の確認等

第５章　避難行動要支援者等への対応
　第１節　福祉施設等入所者への対応
　第２節　在宅の避難行動要支援者への対応
　第３節　外国人に対する避難支援
　第４節　一時滞在者に対する避難支援
　第５節　学校等施設における対応

第６章　避難所等における医療体制
　第１節　緊急被ばく医療
　第２節　避難者の健康管理

第７章　他市町からの避難者

原子力災害対策避難計画（避難所等一覧表）

【資料】　原子力災害対策指針（平成27年8月26日全部改正）抜粋

第１章　計画の基本的事項

第１節　本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「鹿児島市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２節　本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「原子力災害中長期対策」の3段階を基本に定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第15条に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第２章　避難に当たっての基本的な考え方

第１節　避難対象区域の範囲

避難対象区域については、地域防災計画において「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）」の範囲として定めている川内原発から概ね30kmの範囲内である緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone、以下「ＵＰＺ」という。）とする。

※　なお、ＵＰＺ外の区域の住民等に係る防護措置については、基本的に、ＵＰＺ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等により実施するものとする。

【避難対象区域内の自治会等】

①　30kmの範囲内に位置する自治会の場合、該当する自治会の範囲を対象区域とする。
　峠、八重、大浦、常盤、西雪元、東雪元、平原、本岳

②　30kmの範囲内に自治会の一部が入る場合、該当する自治会内の集落の範囲を対象区域とする。
　茄子田（下村）、西俣（上）、里岳（上）

※　30kmの範囲内に町の一部が入る有屋田町には、住宅や事業所等が存在しない。

参考：「地域防災計画」別表2　市における原子力災害対策重点区域（ＵＰＺ）

原子力災害対策重点区域
郡山町、郡山岳町、西俣町、花尾町、油須木町及び有屋田町の各一部

参考：「地域防災計画」別図2　原子力災害対策重点区域

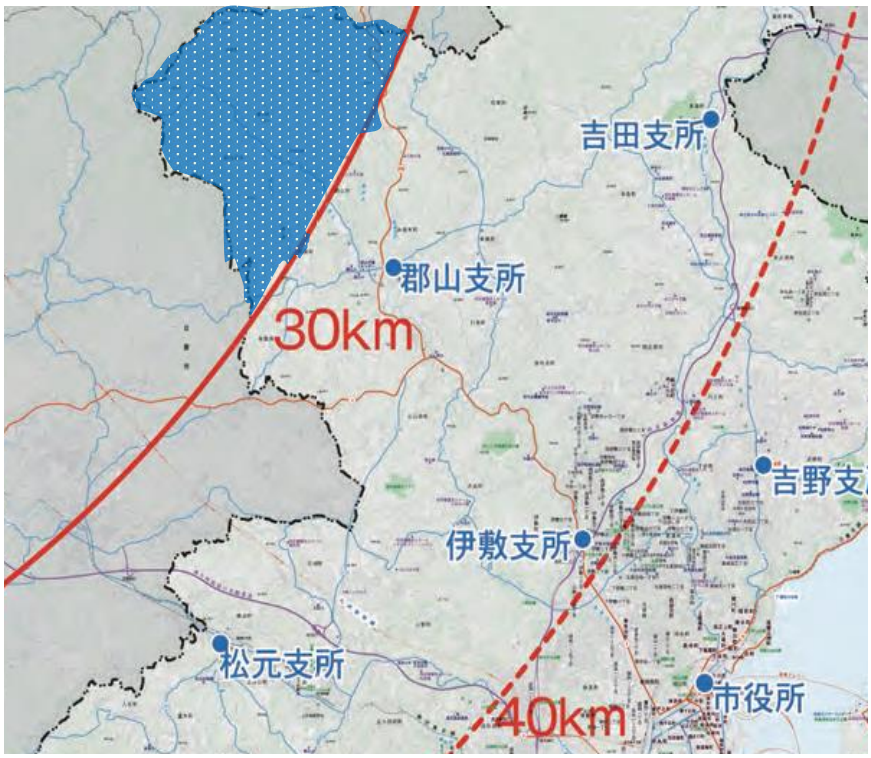

第２節　避難等の対応方針

１　防護措置の準備及び実施

防護措置の準備及び実施について、地域防災計画「第1章第8節」や「原子力災害対策指針」に基づき、ＵＰＺ内における防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリング等の結果を踏まえて、「避難」や「一時移転」を行うこととする。

(1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency　Action　Level、以下「ＥＡＬ」という。）における、3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する「異常時における連絡」の際にも、必要な対応を実施するものとする。

【ＥＡＬの3つの区分】

※警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「ＰＡＺ」という。）内において要配慮者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

※施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

※全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（OIL：Operational　Intervention　Level、以下「ＯＩＬ」という。）と照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

【ＯＩＬ(運用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

※ＯＩＬ２

１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転をさせるための基準で、一時間当たり 20μSv が基準値

※ＯＩＬ１

数時間内を目途に区域を特定し、避難等をさせるための基準で、一時間当たり 500μSv が基準値

【ＥＡＬやＯＩＬ等に応じた防護措置】

区分			本市の対応	住民等の行動
放射性物質の放出前		異常時又は情報収集事態等の発生の連絡(九州電力等からの通報連絡)	・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 （災害警戒本部の設置） ・住民等への情報伝達	・今後の情報等に留意
	ＥＡＬ	警戒事態 （九州電力からの通報連絡）	・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 （災害対策本部・現地災害対策本部の設置） ・平常時モニタリングの強化 ・住民等への情報伝達	・今後の情報等に留意
		施設敷地緊急事態 （県・九州電力からの通報連絡、国県からの指示等）	・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングへの協力 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・屋内退避準備	・今後の指示、情報等に留意 ・屋内退避の準備
		全面緊急事態 （県・九州電力からの通報連絡、国県からの指示等）	・国及び他自治体への応援要請 ・緊急時モニタリングへの協力 ・屋内退避の実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難、一時移転の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確認等）	・屋内退避の実施 ・今後の指示、情報等に留意 ・避難、一時移転の準備
放射性物質の放出後	ＯＩＬ	ＯＩＬ２の基準以上の区域（一時間当たり20μSvが基準値）	・緊急時モニタリングへの協力 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・一時移転の実施、簡易除染への協力 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服用指示等	・今後の指示、情報等に留意 ・(国の指示等に基づき)一時移転の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の服用
		ＯＩＬ１の基準以上の区域（一時間当たり500μSvが基準値）	・緊急時モニタリングへの協力 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・避難の実施、簡易除染への協力 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服用指示等	・今後の指示、情報等に留意 ・(国の指示等に基づき)避難の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の服用

【放射性物質の放出前後における指標及び防護措置】

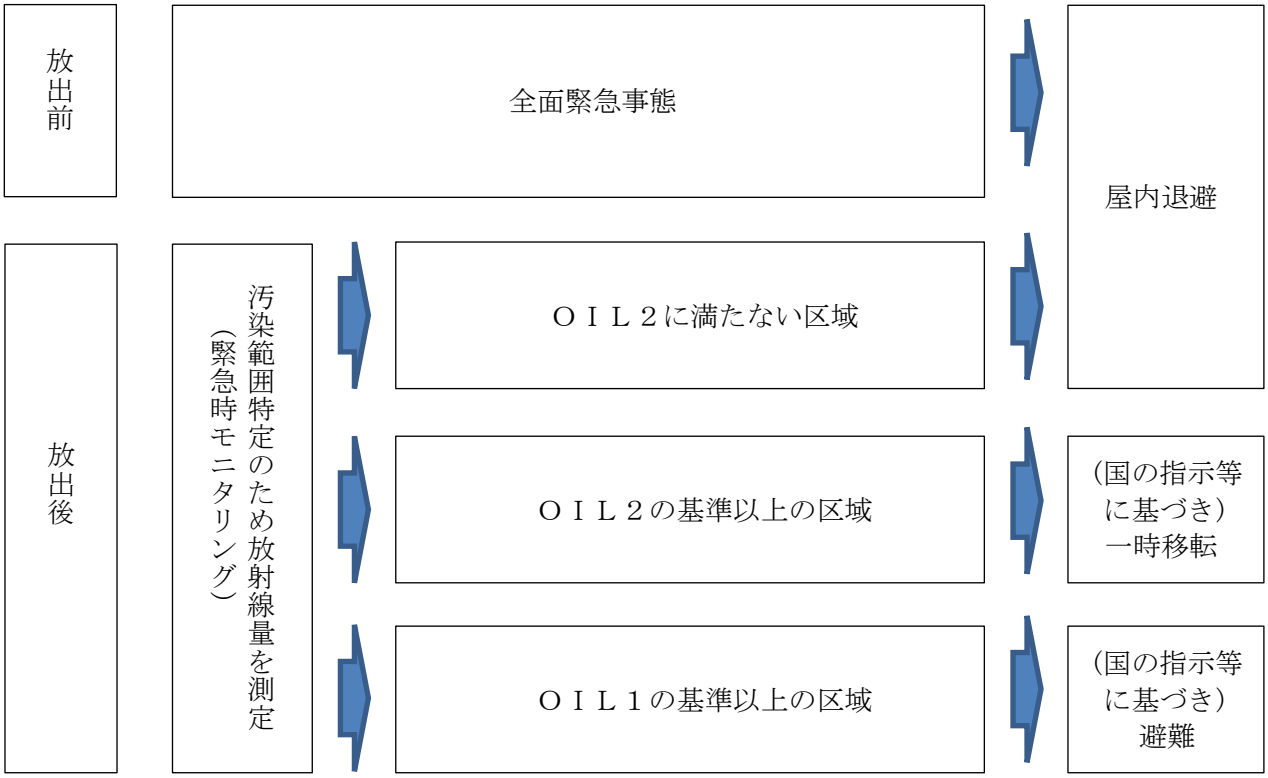

≪避難及び一時移転　※原子力災害対策指針参照≫

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避　　難…空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの

一時移転…緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて除染を行うことが必要である。

≪屋内退避　※原子力災害対策指針参照≫

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【空間放射線測定局（モニタリングポスト）】

	設置箇所
県測定局　100局 平常時　(42局) 緊急時　(58局)	○本市：3局　平常時（1局）緊急時（2局） ・常盤局　（常盤コミュニティセンター） ・八重山局（八重山公園）※緊急時モニタリングポスト ・八重棚田（八重棚田館）※緊急時モニタリングポスト （参考） ○薩摩川内市　：52局　平常時（26局）緊急時（26局） ○いちき串木野市：10局　平常時（ 5局）緊急時（ 5局） ○阿久根市　：　9局　平常時（ 3局）緊急時（ 6局） ○日置市　：　7局　平常時（ 2局）緊急時（ 5局） ○出水市　：　8局　平常時（ 2局）緊急時（ 6局） ○さつま町　：　9局　平常時（ 2局）緊急時（ 7局） ○姶良市　：　1局　緊急時（ 1局） ○長島町　：　1局　平常時（ 1局）
九州電力測定局　6局	○川内原子力発電所敷地内

※上記のほかに、原子力規制委員会の県への委託により、鹿児島市城南町、南さつま市、霧島市、鹿屋市、西之表市、奄美市でも測定されている。

※本市は、国や県等が行う緊急時モニタリングに協力するものとする。

≪常盤局：常盤コミュニティセンター（郡山町2933番地）≫

≪八重山局：八重山公園（郡山町5517番地1）≫

第３章 避難等に関する情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

第１節　伝達経路

１　緊急事態情報・避難指示等の伝達要領

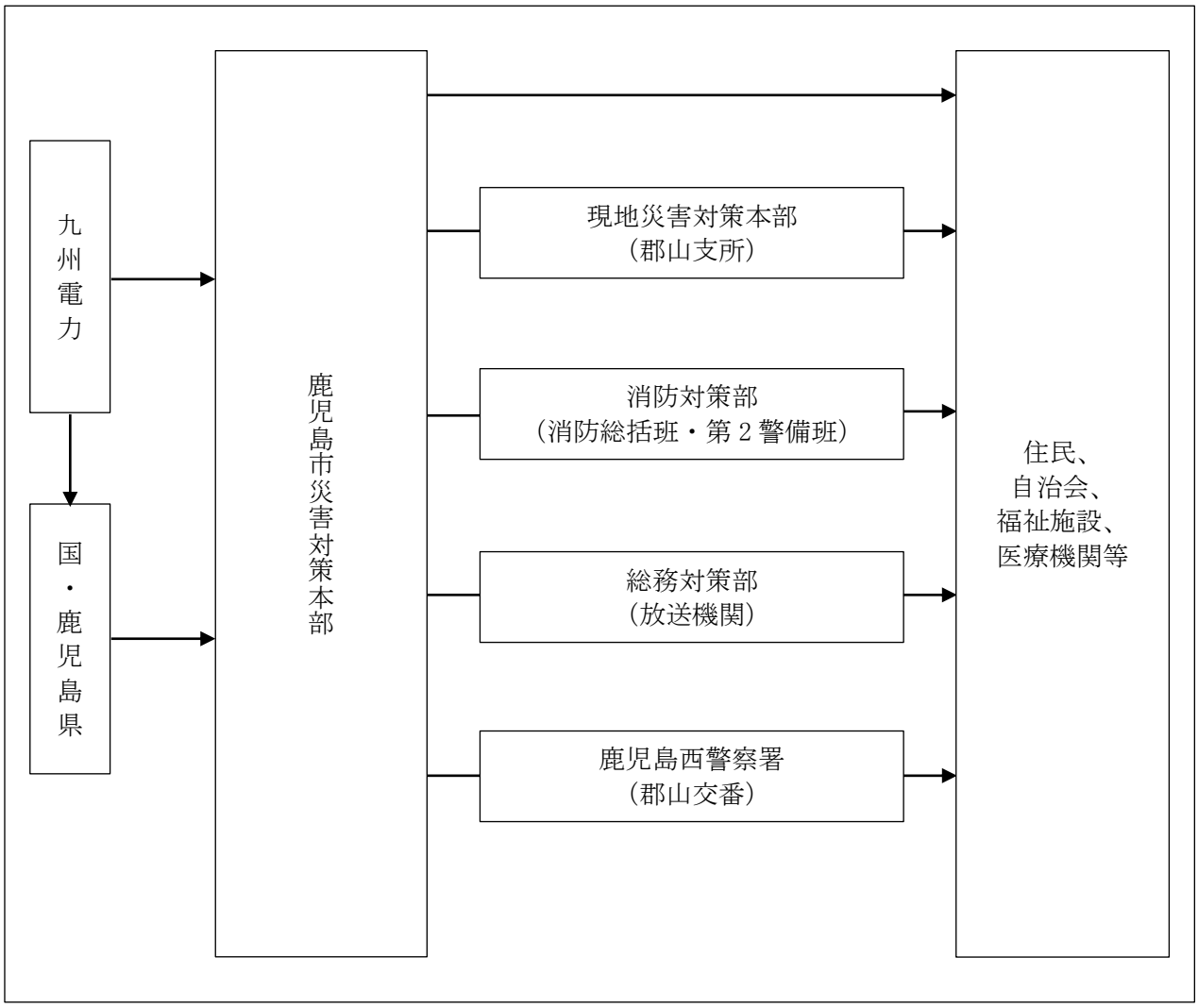

第２節　伝達方法

1　住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

(1) 同報系防災行政無線による伝達
(2) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
(3) サイレンによる伝達
(4) 広報車両等の呼びかけによる伝達
(5) 安心ネットワーク119・緊急速報メールによる伝達
(6) 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
(7) ホームページ（防災情報システムの災害緊急情報）等による伝達
(8) 原子力防災アプリによる伝達

※避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

	サ　イ　レ　ン
高齢者等避難	約５秒　●―　約５秒　●―　約５秒　●― 休止（約 15 秒）　休止（約 15 秒）
避難指示	約１分　●―　約１分　●― 休止（約５秒）

≪防災行政無線≫

≪消防車両による広報≫

第３節　伝達内容

警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の防災行政無線等による広報・伝達内容は、次のとおりとする。

なお、広報車両による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

１　警戒広報（警戒事態発生時）

こちらは、鹿児島市災害対策本部です。 本日午前（午後）○時○分、川内原発近くで大きな地震が発生しました。 原子力災害に警戒するため、鹿児島市では午前（午後）○時○分に 災害対策本部、郡山支所に現地災害対策本部を設置しました。 なお、放射性物質は外部に漏れていません。 住民の皆さんは、外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

２　警戒広報（施設敷地緊急事態）※屋内退避準備時

こちらは、鹿児島市災害対策本部です。緊急のお知らせです。 本日午前（午後）○時○分、川内原発で異常事象が発生しました。 まだ、放射性物質は外部に漏れていませんが、 住民の皆さんは自宅や避難所などの屋内に退避する準備を行ってください。 また、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

３　警戒広報（全面緊急事態）※屋内退避指示時

こちらは、鹿児島市災害対策本部です。緊急のお知らせです。 本日午前（午後）○時○分、川内原発での事態が悪化しました。 放射性物質の放出の恐れがありますので、放射線を防ぐため、 茄子田（下村）、峠、八重、大浦、常盤、西雪元、東雪元、平原、本岳、里岳（上）、西俣（上）の自治会住民は、自宅や避難所などの建物の中に屋内退避してください。 また、今後、避難を行う可能性もありますので、準備をしてください。 その他の地域でも外出を控え、屋内退避をするとともに、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

4　避難指示時広報

こちらは、鹿児島市災害対策本部です。緊急のお知らせです。

本日午前（午後）○時○分、○○地区で空間放射線量率が○○μＳＶ/ｈ検出されました。

茄子田（下村）、峠、八重、大浦、常盤、西雪元、東雪元、平原、本岳、里岳（上）、西俣（上）の自治会住民は、○○避難所まで避難することとなりました。

できるだけ乗り合わせて自家用車で避難するか、バス乗車用の集合場所に集合してください。

その他の地域の皆さんは、次の指示が出るまで、引き続き、自宅などの建物の中に屋内退避してください。

今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

≪屋内退避時の注意事項≫

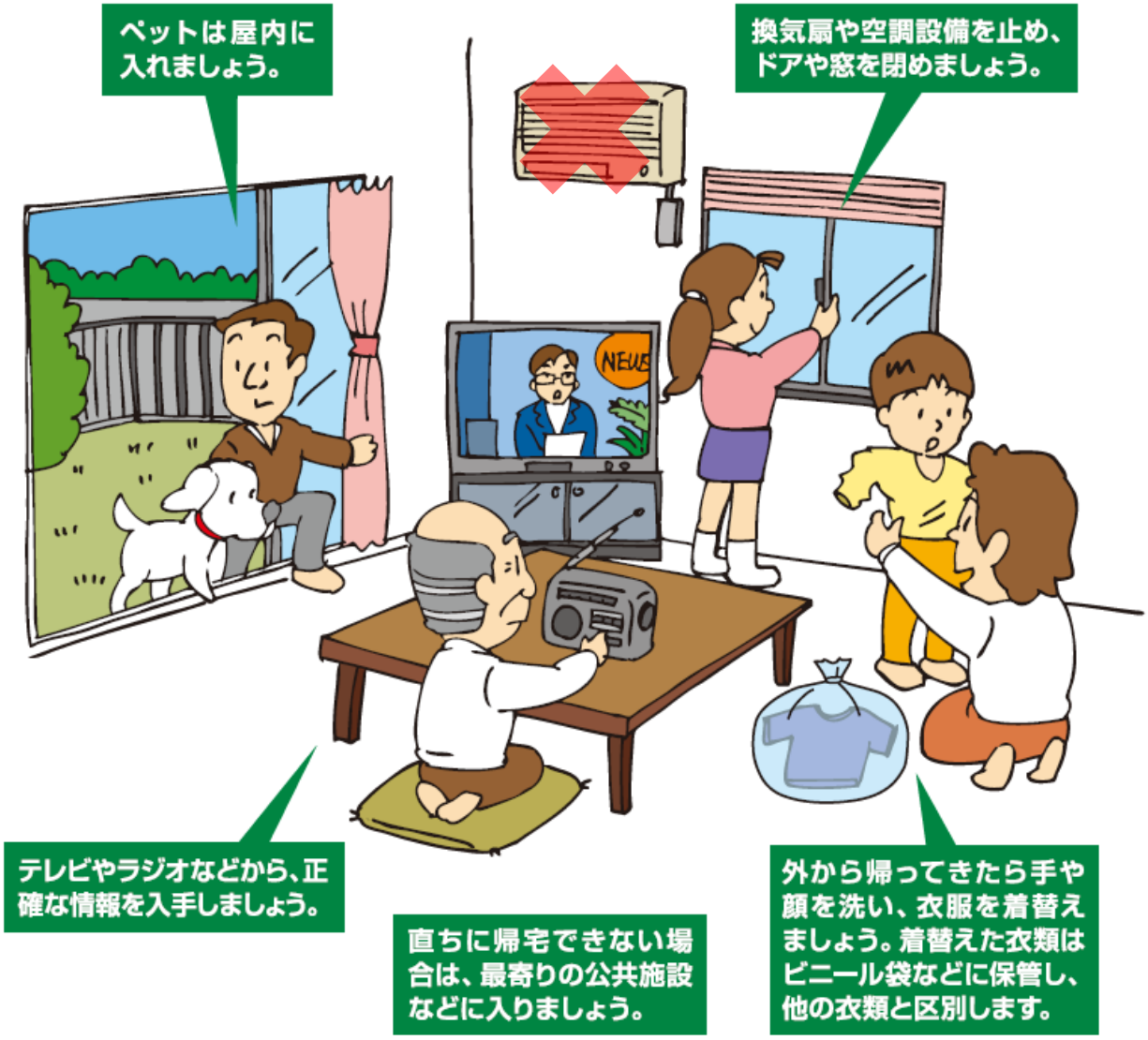

第４章　避難誘導及び住民の輸送

第１節　避難所・バス避難時集合場所

避難所・バス避難時集合場所は、避難対象自治会ごとに次のとおり定めるものとする。

【集合場所及び避難先の設定にあたっての考え方】

①　避難所

○　考慮した事項

ア　避難所、避難経路の多重化

・　自然条件（雨や風向き）や社会環境条件（道路の状況など）を考慮して、3 方向の避難所・避難経路を選定

イ　車での避難

・　大規模駐車場を備えつけた運動施設や、校庭がある小・中学校を優先して選定

・　避難経路からの距離やアクセスを考慮して、経路近くの施設を選定

ウ　長期避難が生じた際の健康相談等の対応を考慮

・　保健センターや支所から、より近距離の施設を選定

エ　地域コミュニティの維持に着目

・　同一自治会は同じ避難所とし、さらに、各方面の避難所もまとまった施設を選定

オ　要配慮者等への対応を考慮

・　各方面に福祉避難所として指定されている施設を選定

②　地区(自治会)毎の一時時集合場所

○　考慮した事項

・　住民にわかりやすい公共施設や自治会集会所を優先して選定

・　室内で待機ができるよう、屋外にトイレが設置されている施設を除外

・　バスによる輸送を考慮し、避難経路からの距離やアクセスを考慮して選定

③　主要な避難経路

○　考慮した事項

・　住民が日常的に使用している幹線道路を優先して選定

・　バスによる輸送を考慮した広めの道路を選定

【自治会ごとのバス避難時集合場所・主な避難経路・避難所】

番号	自治会（集落）	バス避難時集合場所	主な避難経路・距離(km)		避難所
1	峠	峠集会所	吉野方面：国328→県40→県16	24	吉野福祉館
			城西方面：国328→国3	19	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：国328→県210	31	谷山福祉館
2	茄子田（下村）	茄子田公民館	吉野方面：国328→県40→県16	21	吉野福祉館
			城西方面：国328→国3	16	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：国328→県210	28	谷山福祉館
3	八重	八重棚田館	吉野方面：国328・県36→県40→県16	25	吉野中学校
			城西方面：国328・県36→国3	21	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：国328・県36→県210	33	谷山小学校
4	大浦	大浦構造改善センター	吉野方面：国328・県36→県40→県16	22	吉野中学校
			城西方面：国328・県36→国3	18	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：国328・県36→県210	30	谷山小学校
5	常盤	常盤コミュニティセンター	吉野方面：県36→県40→県16	21	吉野小学校
			城西方面：県36→国3	16	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36→県210	27	谷山中学校
6	西雪元	①本岳ふれあいセンター ②八重棚田館	吉野方面：県36→県40→県16	25	吉野中学校
			城西方面：県36→国3	21	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36→県210	32	谷山中学校
7	東雪元	①本岳ふれあいセンター ②八重棚田館	吉野方面：県36→県40→県16	25	吉野中学校
			城西方面：県36→国3	21	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36→県210	32	谷山中学校
8	平原	本岳ふれあいセンター	吉野方面：県36→県40→県16	22	吉野中学校
			城西方面：県36→国3	18	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36→県210	30	谷山中学校
9	西俣（西俣上）	里岳公民館	吉野方面：県36・県40→県16	21	吉野小学校
			城西方面：県36・県40→国3	16	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36・県40→県210	28	谷山小学校
10	本岳	本岳ふれあいセンター	吉野方面：県36→県40→県16	22	吉野中学校
			城西方面：県36→国3	18	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36→県210	30	谷山中学校
11	里岳（里岳上）	里岳公民館	吉野方面：県36・県40→県16	21	吉野小学校
			城西方面：県36・県40→国3	16	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
			谷山方面：県36・県40→県210	28	谷山小学校

福祉避難所	吉野方面：高齢者福祉センター吉野
	城西方面：福祉コミュニティセンター
	谷山方面：高齢者福祉センター谷山

第２節　避難所の所在地等

方面	番号	避難所	所在地（電話番号）	避難元自治会
吉野	1	吉野中学校	吉野町3074 （099-243-2584）	本岳
				西雪元
				東雪元
				平原
				八重
				大浦
	2	吉野小学校	吉野町2472 （099-243-2581）	西俣(西俣上)
				里岳(里岳上)
				常盤
	3	吉野福祉館	吉野町2051-2 （099-243-4926）	峠
				茄子田(下村)
	福祉避難所	高齢者福祉センター吉野	吉野町3275-3 （099-244-5681）	要配慮者等
城西	4	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1 （099-285-2244）	全ての自治会
	福祉避難所	福祉コミュニティセンター	祇園之洲町1-2 （099-248-1200）	要配慮者等
谷山	5	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5 （099-268-3165）	本岳
				西雪元
				東雪元
				平原
				常盤
	6	谷山小学校	谷山中央一丁目4962 （099-268-4175）	西俣(西俣上)
				里岳(里岳上)
				八重
				大浦
	7	谷山福祉館	谷山中央七丁目33-17 （099-266-0294）	峠
				茄子田(下村)
	福祉避難所	高齢者福祉センター谷山	西谷山1丁目1-7 （099-268-3331）	要配慮者等

【屋内退避施設】　※外出時の一時的な退避施設。

区分	屋内退避施設
ＵＰＺ内	茄子田公民館、ふらっとホーム（峠集会所隣接）、八重棚田館、 大浦構造改善センター、常盤コミュニティセンター、本岳ふれあいセンター、里岳公民館
ＵＰＺ外	郡山支所、郡山地区保健センター、中央構造改善センター、 高齢者福祉センター郡山、郡山公民館

第３節　輸送計画

１　避難の方法

(1) 避難の手段

避難の際は、原則、できるだけ乗り合わせて、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の住民との乗り合い又は集合場所に参集し、市等の準備したバスにより避難を行う。

なお、市が準備するバスについては、原則、交通対策部の所有する車両とし、運転手の手配、配車等を協議の上、実施するものとする。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 避難状況の確認

市は、避難指示等の連絡を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

【市有車両現況】　　令和5年4月1日現在

所属	乗合バス等
交通対策部	135台

≪警察車両によるバス誘導≫

≪バスによる住民輸送≫

第４節　避難（輸送）経路

【広域図】

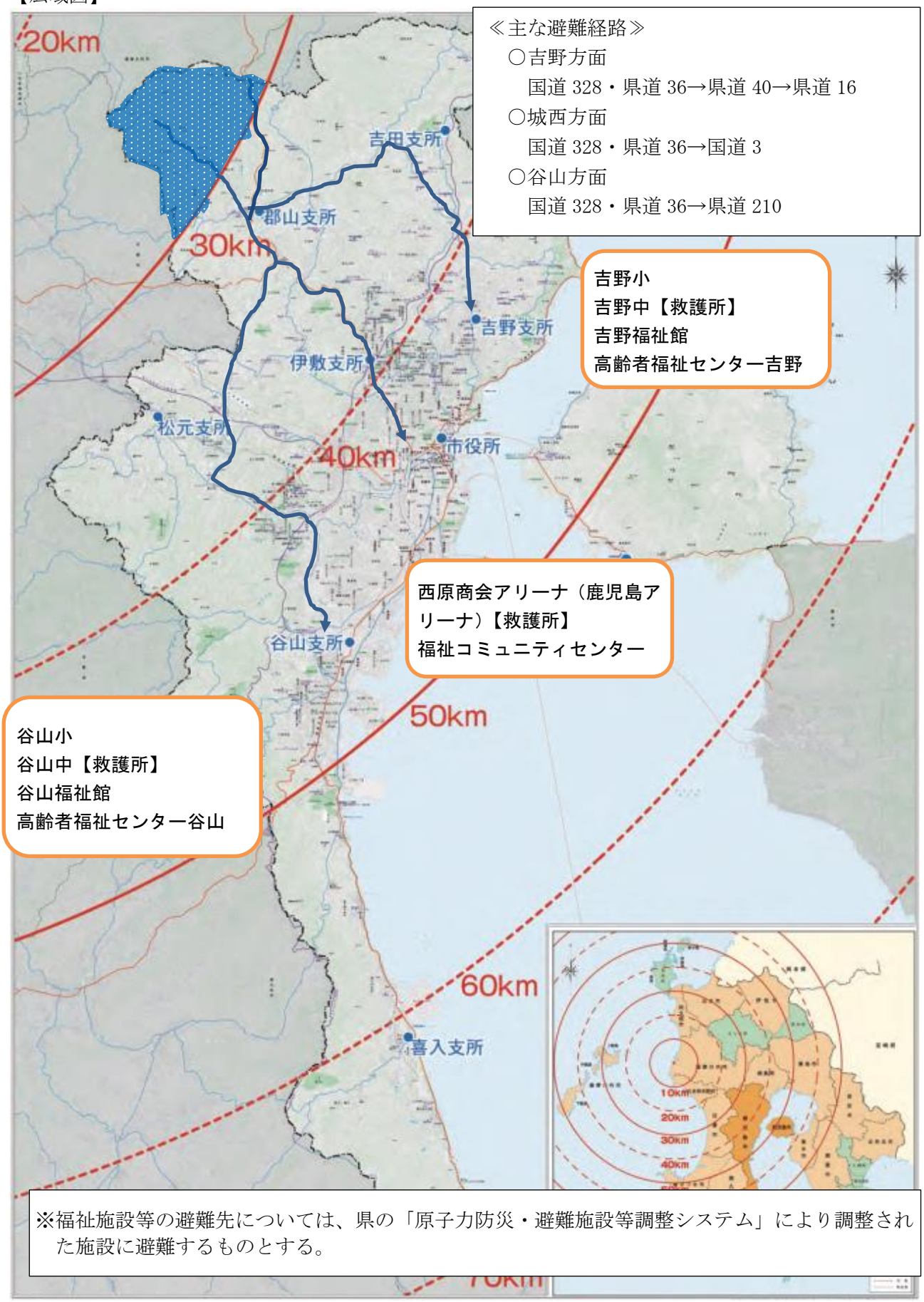

※福祉施設等の避難先については、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された施設に避難するものとする。

【バス輸送経路図】

バス輸送にあたっては、基本的に、国道 328・県道 36 を主たる経路とした 2 経路で行うものとする。

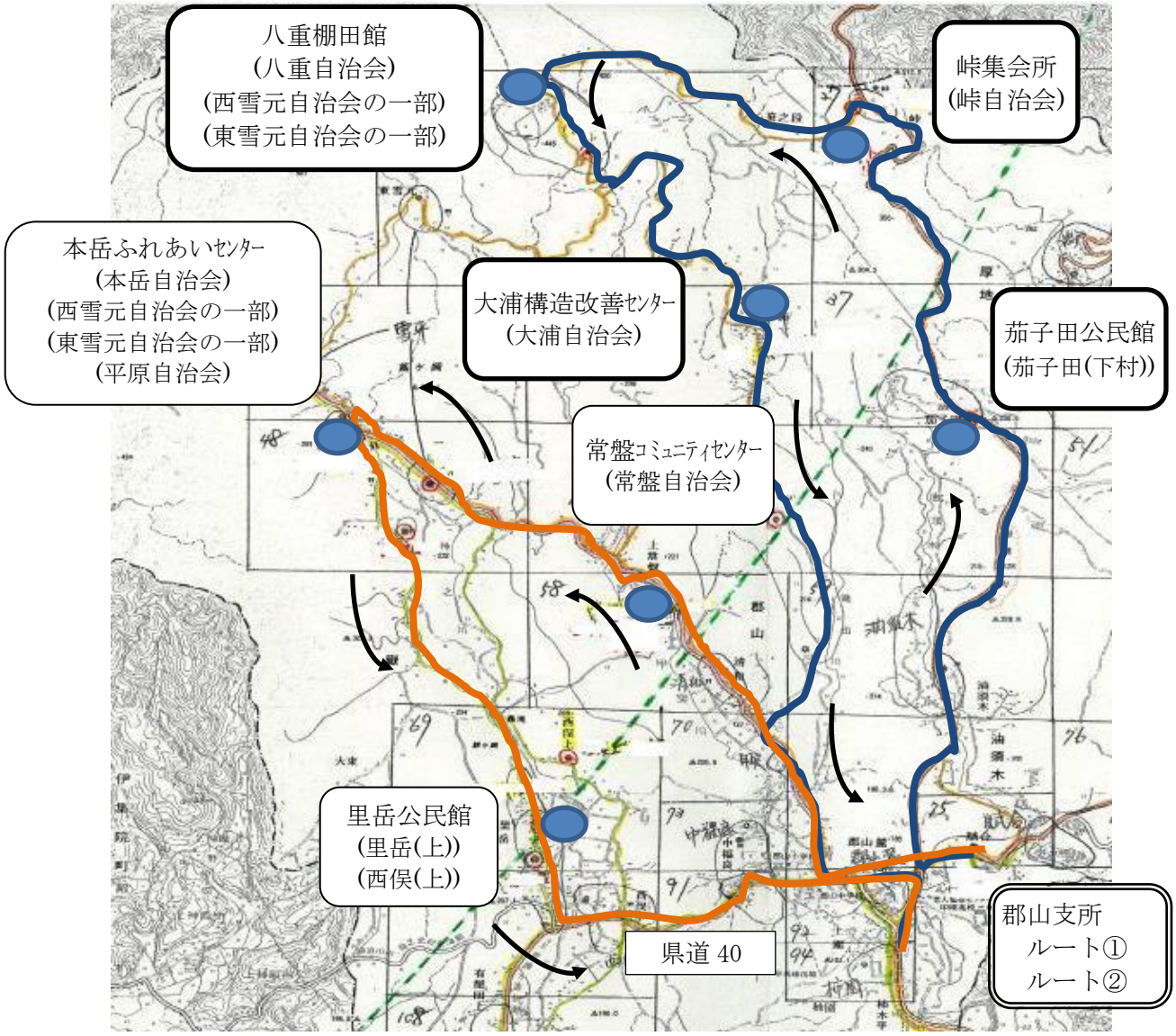

第５節　避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次により行うものとする。

１　交通規制の確認等

市は、避難誘導に当たり、警察と避難先の対象となる地域を確認するとともに、交通規制を実施する場所、時間帯等を調整する。

２　広報等

避難の広報は、第 3 章に掲げる手法等により実施する。

３　避難状況の確認

(1) 現地災害対策本部・消防対策部

自主防災組織と連携し、避難のために手配したバスに乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車両で避難した住民等の確認に努めるものとする。

避難対象地域の戸別訪問等により、避難の状況を確認する。

(2) 健康福祉対策部

避難所に受け入れた避難者の名簿を作成するとともに、避難状況の把握に努める。

４　報告

現地災害対策本部・消防対策部・健康福祉対策部は、避難者と作成した名簿との確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を災害対策本部に報告するものとする。

災害対策本部は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

※　予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された施設へ避難するものとする。

第５章　避難行動要支援者等への対応

第１節　福祉施設等入所者への対応

施設管理者は、あらかじめ策定した避難計画により施設入所者等を避難させるものとする。

避難先については、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された施設へ避難するものとする。

※ただし、状況によっては、本市の施設に避難させるものとする。

（知的障害者福祉センター、心身障害者福祉センター、少年自然の家など）

第２節　在宅の避難行動要支援者への対応

鹿児島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自治会長、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

第３節　外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第４節　一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、集客施設等の協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

第５節　学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示が発せられた場合は、あらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡すものとする。

また、引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第６章　避難所等における医療体制

第１節　緊急被ばく医療

市は、県と連携し、避難者を対象に、避難退域時検査、簡易除染、指定された被ばく医療機関等への搬送等を行う。

また、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

【避難退域時検査とは】

・避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査

【簡易除染とは】

・避難退域時検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染

【避難退域時検査及び簡易除染の場所】

・避難退域時検査と簡易除染は基本的には同じ場所で行うものとし、県が設置することとする。

【救護所の設置】

・救護所は、各方面の一番規模が大きい避難所内に設置するものとする。

方向	救護所
吉野方面	吉野中学校
城西方面	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）
谷山方面	谷山中学校

【安定ヨウ素剤の服用】

安定ヨウ素剤の住民への配布や服用については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示した考え方を基に実施することとし、原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による空間放射線量率の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行われる際に、国若しくは県、市の指示のもと、救護所等で行うものとする。

【市内の被ばく医療後方支援医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ケ丘八丁目 35 番 1 号	099-275-5111

第２節　避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

第７章　他市町からの避難者

情報の伝達や避難先の確保などについて、県や避難元市町と連携を図り、役割分担を明確にし、必要に応じ避難誘導等の協力を行うものとする。

市町	避難対象者数　／　対象避難所数 ※【本市避難所】147施設　【本市避難所以外の県施設】23施設　合計170施設
薩摩川内市	約44,000人／137施設　※うち本市指定避難所ではない県施設…7施設 【本市避難所】130施設 ≪中央地域：68施設≫ (中央地区：9施設)城南小学校、中洲小学校、松原小学校、山下小学校、甲東中学校、鹿児島中央高校、甲東福祉館、甲南福祉館、松原福祉館 (上町地区：14施設)坂元台小学校、大龍小学校、名山小学校、坂元中学校、清水中学校、長田中学校、鹿児島玉龍高校、鹿児島商業高校、上町福祉館、坂元福祉館、たてばば福祉館、玉里団地福祉館、柳町福祉館、中央公民館 (鴨池地区：21施設)荒田小学校、宇宿小学校、鴨池小学校、中郡小学校、西紫原小学校、南小学校、紫原小学校、八幡小学校、鴨池中学校、甲南中学校、天保山中学校、西紫原中学校、紫原中学校、宇宿中間福祉館、宇宿福祉館、鴨池福祉館、西紫原福祉館、真砂福祉館、紫原福祉館、八幡福祉館、鴨池公民館 (城西地区：10施設)草牟田小学校、西田小学校、原良小学校、明和小学校、城西中学校、鹿児島女子高校、鶴丸高校、城西福祉館、明和福祉館、城西公民館 (武・田上地区：14施設)西陵小学校、田上小学校、武岡小学校、武岡台小学校、武小学校、広木小学校、西陵中学校、武岡中学校、武中学校、西陵福祉館、田上台福祉館、武岡福祉館、武福祉館、武・田上公民館 ≪谷山地域：31施設≫ (谷山北部地区：16施設)皇徳寺小学校、桜丘西小学校、桜丘東小学校、清和小学校、中山小学校、星峯西小学校、星峯東小学校、宮川小学校、東谷山小学校、皇徳寺中学校、谷山北中学校、皇徳寺福祉館、桜ケ丘福祉館、谷山北福祉館、東谷山福祉館、星ヶ峯福祉館 (谷山地区：15施設)錦江台小学校、錫山小中学校、西谷山小学校、平川小学校、福平小学校、和田小学校、福平中学校、和田中学校、坂之上福祉館、西谷山福祉館、平川福祉館、福平福祉館、和田福祉館、市民体育館、谷山市民会館 ≪伊敷地域：11施設≫伊敷小学校、伊敷台小学校、小山田小学校、玉江小学校、小野市民館、皆与志小学校、伊敷台福祉館、伊敷公民館、健康の森公園、都市農業センター、日当平住宅集会所 ≪吉野地域：6施設≫川上小学校、大明丘小学校、吉野東小学校、緑丘中学校、川上福祉館、吉野東福祉館 ≪吉田地域：6施設≫本名小学校、宮小学校、吉田北中学校、吉田南中学校、吉田公民館、牟礼岡校区コミュニティセンター ≪松元地域：7施設≫石谷小学校、東昌小学校、春山小学校、松元小学校、松元中学校、あいハウジングアリーナ松元（松元平野岡体育館）、松元地区保健センター ≪郡山地域：1施設≫南方小学校 【本市避難所以外の県施設】７施設 総合体育ｾﾝﾀｰ武道館、県文化ｾﾝﾀｰ、県立図書館本館、かごしま県民交流ｾﾝﾀｰ、鹿児島南高等学校体育館、鹿児島盲学校体育館、開陽高等学校体育館

いちき串木野市	約1,600人／8施設 ≪喜入地域≫中名小学校、一倉小学校、前之浜小学校、喜入中学校、瀬々串校区公民館、前之浜校区公民館、中名校区公民館、喜入公民館
さつま町	約10,000人／25施設　※うち本市指定避難所ではない県施設…16施設 【本市避難所】9施設 ≪中央地域：3施設≫ （中央地区）甲南高校　（上町地区）鹿児島東高校　（城西地区）鹿児島工業高校 ≪伊敷地域：4施設≫花野小学校、西伊敷小学校、花野福祉館、西伊敷福祉館 ≪郡山地域：2施設≫郡山中学校、郡山公民館 【本市避難所以外の県施設】16施設 皆与志特別支援学校体育館、総合教育ｾﾝﾀｰ宿泊棟、青少年研修ｾﾝﾀｰ講堂・体育館、吉野公園ﾚｽﾄﾊｳｽ・桜苑、鹿児島特別支援学校体育館、鹿児島聾学校体育館、武岡台特別支援学校体育館、武岡台高等学校体育館、桜丘養護学校体育館、松陽高等学校体育館、明桜館高等学校体育館、総合体育ｾﾝﾀｰ体育館、青少年会館、錦江湾高等学校体育館

原子力災害対策避難計画（避難所等一覧表）

令和5年4月1日現在の人口、世帯数

地域	番号	自治会（集落）	町丁	人口	世帯数	バス避難時集合場所	主な避難経路（県：県道、国：国道）	避難所	所在地	備考
郡山	1	峠	花尾町	10	7	峠集会所	吉野方面：国328→県40→県16	吉野福祉館	吉野町2051-2	
							城西方面：国328→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：国328→県210	谷山福祉館	谷山中央七丁目33-17	
	2	茄子田(下村)	花尾町 油須木町	39	23	茄子田公民館	吉野方面：国328→県40→県16	吉野福祉館	吉野町2051-2	
							城西方面：国328→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：国328→県210	谷山福祉館	谷山中央七丁目33-17	
	3	八重	郡山町	45	29	八重棚田館	吉野方面：国328・県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：国328・県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：国328・県36→県210	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	
	4	大浦	郡山町	149	86	大浦構造改善センター	吉野方面：国328・県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：国328・県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：国328・県36→県210	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	
	5	常盤	郡山町	137	70	常盤コミュニティセンター	吉野方面：県36→県40→県16	吉野小学校	吉野町2472	
							城西方面：県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36→県210	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	
	6	西雪元	西俣町	10	8	①本岳ふれあいセンター ②八重棚田館	吉野方面：県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36→県210	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	
	7	東雪元	西俣町 郡山町	26	14	①本岳ふれあいセンター ②八重棚田館	吉野方面：県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36→県210	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	
	8	平原	西俣町	40	29	本岳ふれあいセンター	吉野方面：県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36→県210	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	
	9	西俣(西俣上)	西俣町	27	19	里岳公民館	吉野方面：県36・県40→県16	吉野小学校	吉野町2472	
							城西方面：県36・県40→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36・県40→県210	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	
	10	本岳	郡山岳町	161	104	本岳ふれあいセンター	吉野方面：県36→県40→県16	吉野中学校	吉野町3074	
							城西方面：県36→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36→県210	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	
	11	里岳(里岳上)	郡山岳町	65	36	里岳公民館	吉野方面：県36・県40→県16	吉野小学校	吉野町2472	
							城西方面：県36・県40→国3	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	永吉一丁目30-1	
							谷山方面：県36・県40→県210	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	
小計　11自治会				709	425					

※福祉避難所・・吉野方面：高齢者福祉センター吉野、城西方面：福祉コミュニティセンター、谷山方面：高齢者福祉センター谷山

資料

≪原子力災害対策指針（令和４年７月６日一部改正）抜粋≫

※　本市原子力災害対策避難計画の参考とする原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針の一部を抜粋して掲載する。

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等
（原子力災害対策指針　Ｐ11・12）

防護措置実施のフローの例
（原子力災害対策指針　Ｐ17）

ＯＩＬと防護措置について
（原子力災害対策指針　Ｐ51・52）

川内原子力発電所におけるＥＡＬについて

表1－1　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1／2）

（発電用原子炉（第2(3)②(ｉ)ただし書の場合を除く。））

			PAZ（～おおむね3km）				UPZ（おおむね5～30km）		
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	－	－	－	－
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	－	・緊急時モニタリングの準備
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備
	施設敷地緊急事態（原災法第十条の通報すべき事象を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	－	－	・地方公共団体へ通報	－
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を指示 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	－	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析
	全面緊急事態（原子力緊急事態宣言（原災法第十五条の基準を採用。））	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	－	－	・地方公共団体へ通報	－
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

	UPZ外（おおむね30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
-	-	-	-	-
-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
-	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び除染除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

表1－1　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

（発電用原子炉（第2(3)②(ｉ)ただし書の場合を除く。））

			PAZ（～おおむね5km）※1				UPZ（おおむね5～30km）		
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング
OIL	OIL1	原子力事業者	-	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-
		地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	-	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-
		地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
	OIL4	原子力事業者	-	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-
		地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-
		国	-	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-
	OIL2	原子力事業者	-	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-
		地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施
		国	-	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
	OIL6	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-
		地方公共団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施
		国	-	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

	UPZ外（おおむね30km～）				
防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-
【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・（近）避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ
【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・（遠）地方公共団体に避難受入れを要請
-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	
【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染への協力	
【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染への協力	
【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染の指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び除染】 ・避難退域時検査及び除染の指示	
【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-
【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ
【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・（遠）地方公共団体に一時移転の受入れを要請
-	-	-	-	-	
【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	

防護措置等の実施フローの例

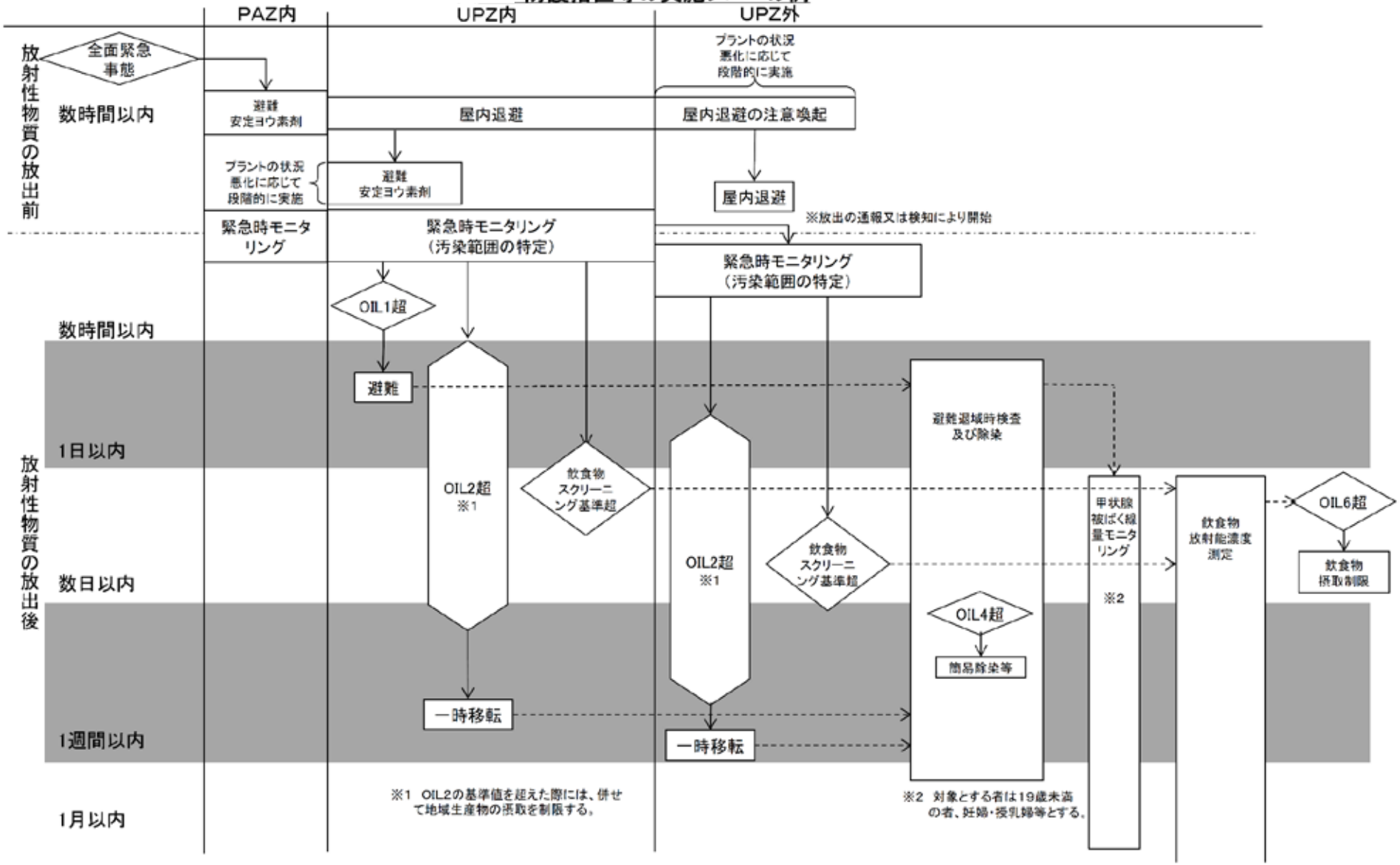

表３　ＯＩＬと防護措置について

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：13,000cpm※4【１か月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

川内原子力発電所におけるＥＡＬについて

川内原子力発電所における警戒事態を判断するＥＡＬ(1/2)
1　原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（ＡＬ１１） 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
2　原子炉冷却材の漏えい（ＡＬ２１） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
3　蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（ＡＬ２４） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
4　非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ２５） 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。
5　停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（ＡＬ２９） 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
6　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（ＡＬ３０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
7　単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ４２） 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における警戒事態を判断するＥＡＬ(2/2)
８　原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（ＡＬ５１） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
９　所内外通信連絡機能の一部喪失（ＡＬ５２） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
１０　重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（ＡＬ５３） 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
１１　外的事象（自然災害）の発生 ⑴　大地震の発生 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 （注）事業者からの連絡は不要 ⑵　大津波警報の発令 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 （注）事業者からの連絡は不要 ⑶　外的事象の発生（自然災害） 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）
１２．　原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 （注）事業者からの連絡は不要
１３．その他原子炉施設の重要な故障等 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 （注）事業者からの連絡は不要

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(1/5)
1　敷地境界付近の放射線量の上昇（ＳＥ０１） 【政令第４条第４項第１号】 ⑴又は⑵のいずれかに該当する場合 ⑴　「原災法」第 11 条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で５μSv/h 以上の放射線量が検出されたこと。 　ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 ⑵　「原災法」第 11 条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/h を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で１μSv/h 以上を検出したときは、１μSv/h 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が５μSv/h 以上となったこと。
2　通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＳＥ０２） 【政令第４条第４項第２号　通報事象等規則第５条第１項第１号～3 号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/h に相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が 10 分間以上継続して検出されたこと。
3　通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＳＥ０３） 【政令第４条第４項第２号　通報事象等規則第５条第１項第１号～3 号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/h に相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が 10 分間以上継続して検出されたこと。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(2/5)
４　火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（ＳＥ０４） 【政令第４条第４項第３号イ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。
５　火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（ＳＥ０５） 【政令第４条第４項第３号ロ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
６　施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（ＳＥ０６） 【通報事象等規則第７条第２号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
７　原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動（ＳＥ２１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(1)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
８　蒸気発生器給水機能の喪失（ＳＥ２４） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(2)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(3/5)
９　非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失（ＳＥ２５） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(3)】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。
１０　直流電源の部分喪失（ＳＥ２７） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(4)】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。
１１　停止中の原子炉冷却機能の喪失（ＳＥ２９） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(5)】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
１２　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（ＳＥ３０） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(6)】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１３　格納容器健全性喪失のおそれ（ＳＥ４１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(10)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
１４　２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＳＥ４２） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項((12)】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(4/5)
１５　原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（ＳＥ４３） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(11)】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
１６　原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（ＳＥ５１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(７)】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
１７　所内外通信連絡機能の全ての喪失（ＳＥ５２） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(8)】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
１８　火災・溢水による安全機能の一部喪失（ＳＥ５３） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(9)】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
１９　防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（ＳＥ５５） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(13)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(5/5)
２０　事業所外運搬での放射線量の上昇（ＸＳＥ６１） 【政令第４条第４項第４号　外運搬通報命令第２条第１項、第２項】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において、100μSv/h 以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし。
２１　事業所外運搬での放射性物質の漏えい（ＸＳＥ６２） 【政令第４条第４項第５号　外運搬通報命令第３条】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし。

・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(1/4)
1　敷地境界付近の放射線量の上昇（ＧＥ０１） 【政令第6条第3項第1号】 ⑴若しくは⑵又は⑶のいずれかに該当する場合 ⑴　「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。 　ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 ⑵　「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1μSv/h以上を検出したときは、1μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が10分間以上継続して5μSv/h以上となったこと。 ⑶　所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。 　ただし、落雷のときに検出された場合は除く。
2　通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＧＥ０２） 【政令第6条第4項第1号　通報事象等規則第12条第1項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分以上継続して検出されたこと。
3　通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＧＥ０３） 【政令第6条第4項第1号　通報事象等規則第12条第1項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。
4　火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（ＧＥ０４） 【政令第6条第3項第2号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(2/4)
５　火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（ＧＥ０５） 【政令第６条第４項第２号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が 500μSv/h の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準の 100 倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合
６　施設内（原子炉外）での臨界事故（ＧＥ０６） 【政令第６条第４項第３号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
７　全ての原子炉停止操作の失敗（ＧＥ１１） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(1)】 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
８　原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（ＧＥ２１） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(2)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
９　蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（ＧＥ２４） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(3)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
１０　非常用交流高圧母線の１時間以上喪失（ＧＥ２５） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(5)】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(3/4)
１１　全直流電源の５分以上喪失（ＧＥ２７） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(6)】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。
１２　炉心損傷の検出（ＧＥ２８） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(7)】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
１３　停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（ＧＥ２９） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(8)】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
１４　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（ＧＥ３０） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(9)】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１５　格納容器圧力の異常上昇（ＧＥ４１） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(4)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
１６　２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＧＥ４２） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(11)】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(4/4)
１７　原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（ＧＥ５１） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(10)】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
１８　住民の避難を開始する必要がある事象発生（ＧＥ５５） 【通報事象等規則第 14 条の表ロの項(12)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
１９　事業所外運搬での放射線量の異常上昇（ＸＧＥ６１） 【政令第 6 条第 3 項第 3 号】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表 2 に記載なし。
２０　事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（ＸＧＥ６２） 【政令第 6 条第 4 項第 4 号　外運搬通報命令第 4 条】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第 4 条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表 2 に記載なし。